

鹿教文第660号  
令和5年11月10日  
(文化財課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出に伴う天然記念物等の適切な  
保護・管理について（通知）

令和5年11月10日に鹿児島大学が実施した野鳥のねぐら水（出水市荒崎及び東干拓地）のウイルス分離検査により、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）が検出されました。

については、貴管内において飼育されている「薩摩鶏」や「地頭鶏」，「インギー鶏」などの国及び県指定天然記念物（鳥類）等の保護・管理が適切に行われるよう下記に基づく対応等について関係者への周知をお願いします。

#### 記

- 1 飼育されている天然記念物について、可能な限り、野鳥・野生動物と接触させないようにすること（具体的には、飼育小屋に入れる、防鳥ネット・防鳥器具を設置する等飼養状況に即した措置を講じること）。
- 2 飼育されている天然記念物に、可能な限り、一般の市民が給餌等により直接接触しないようにすること。
- 3 飼養場所等は定期的に適切な消毒を行うこと。
- 4 定期的な健康観察に努め、異常があった場合には直ちに家畜保健衛生所に通報すること。

#### 【問合せ先】

指定文化財係

担当：切通，眞邊

電話 直通 099(286)5355

FAX 099(286)5675

E-mail bunkazai@pref.kagoshima.lg.jp